

## 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表

都道府県名： 新潟県  
 農業委員会名： 新潟市農業委員会

## I 農業委員会の状況(令和4年4月1日現在)

※ 「I 農業委員会の現況」については、別紙様式1の内容を転記

## 1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日	R4 年 4 月 1 日	任期満了年月日	R7 年 3 月 31 日
	農業委員		
	定数	実数	
農業委員数	24人以内	24	
認定農業者	一	21	
認定農業者に準ずる者	一	0	
女性	一	3	
40代以下	一	1	
中立委員	一	1	

## 2 農家・農地等の概要

経営体数	農業者数(人)	経営体数(経営体)	
総農家数	9,675	認定農業者	3,400
農業経営体数	7,032	基本構想水準到達者	212
※直近の「農林業センサス」又は 「農業構造動態調査」に基づいて 記入	基幹的農業従事者数 女性 40代以下	認定新規就農者	22
	10,379 4,109 1,150	農業参入法人	39
	※直近の「農林業センサス」又は 「農業構造動態調査」に基づいて 記入	集落営農経営	9
		特定農業団体	0
		集落営農組織	9

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑				計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	28,300	4,510	-	-	-	32,800

※直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

## II 最適化活動の実施状況

### 【農業委員会の実績及び点検・評価結果】

※「現状及び課題」及び「目標」については、別紙様式1の内容を転記

#### 1 最適化活動の成果目標

##### (1) 農地の集積

###### ① 現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)	これまでの集積面積(B)	集積率(B)/(A)
	32,800 ha	23,286 ha	71.0 %
課題	農業従事者の高齢化や後継者不足により地域の担い手が減少しており、既存の担い手へ一層の農地集積・集約化と、新たな担い手の育成・確保が課題となっている。 そのため、「人・農地プラン」の実質化を推進し、農地中間管理事業や農業経営基盤強化促進法による利用権設定等により、担い手への農地集積・集約化を図る必要がある。		

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

###### ② 目標

農地の集積の目標年度	R4 年度	集積率	85 %
今年度の新規集積面積	1,532 ha	農地面積(C)	32,800 ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	24,818 ha	(目標) 今年度末の集積率 (E)=(D)/(C)	75.7 %

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

###### ③ 実績

今年度の新規集積面積	243.69 ha	農地面積(F)	32,800 ha
今年度末の集積面積(累計)(G)	23,530 ha	今年度末の集積率 (H)=(G)/(F)	71.7 %
目標に対する達成状況(H)/(E)	94.8 %		

##### 農業委員会の点検結果

農地の集積については、目標対比94.8%となり、期待どおりの結果となった。

※1 今年度の新規集積面積は、当該年中の集積面積(フロー)を記入

※2 今年度末の集積面積(累計)は、年度末時点の集積面積(ストック)を記入

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消

##### ① 現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
		98.3 ha	45.9 ha
農業従事者の高齢化や後継者不足、非農家への農地の相続等により、さらなる遊休農地の発生が懸念される。 そのため、農地利用状況調査(農地パトロール)等により、適正に管理されていない農地の早期発見・指導を行い、遊休農地の発生を未然に防止しながら、一方で解消に向けた取組みを継続して行う必要がある。			

##### ② 目標

###### ア 既存遊休農地の解消

###### a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	45.9 ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積(C)	9.2 ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	52.4 ha
黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	黄区分の遊休農地が属するエリアにおいて、具体的に基盤整備事業の実施が計画される場合に、遊休農地の解消が図られるよう働きかけを行う。

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	1.03 ha
---------------------------	---------

③実績

ア 既存遊休農地の解消

ア 緑区分の遊休農地の解消

今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積(D)	4.2 ha
今年度の目標に対する達成状況(D)/(C)	45.6 %

イ 黄区分の遊休農地の解消

黄区分の遊休農地の解消に向けた工程表の策定状況	工程表の様式が示されなかつたため、作成することができなかつた。
-------------------------	---------------------------------

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積	0.04 ha
---------------------------	---------

④その他

農地の利用状況 調査	調査実施時期			調査結果取りまとめ時期		
	6~9月			10~12月		
	1号遊休農地 の面積	99.0 ha		うち緑区分の遊休農地	46.6 ha	
農地の利用意向 調査	調査実施時期			調査結果取りまとめ時期		
	10~12月			11~1月		

農業委員会の 点検結果	緑区分の遊休農地の解消については、目標対比45.6%となり、期待をやや下回る結果となつた。 黄区分の遊休農地の解消に向けた工程表は、様式が示されなかつたため作成することができなかつた。
----------------	---

(3)新規参入の促進

①現状及び課題

現状	R1年度新規参入者	R2年度新規参入者	R3年度新規参入者
	13 経営体	8 経営体	12 経営体
	40.31 ha	19.42 ha	11.21 ha
課題	農業を取り巻く情勢の変化により、農業従事者の高齢化や後継者不足により離農する農家が増加していることから、担い手の育成・確保が急務となつてゐる。 そのため、関係機関と連携しながら、地域に根ざした担い手対策を進めていく必要がある。		

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体に集積した農地面積を記入

②目標

権利移動面積	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平均
	1,726.42 ha	2,014.06 ha	1,942.81 ha	1,894.43 ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積	189.44 ha			

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。)及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

③実績

新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積(B)	98.03 ha	
公表URL <a href="https://www.city.niigata.lg.jp/business/norinsuisan/nogyoinkai/kashitukedouimenseki.html">https://www.city.niigata.lg.jp/business/norinsuisan/nogyoinkai/kashitukedouimenseki.html</a>	(その他の公表方法)	-
目標に対する達成状況(B)/(A)	51.7 %	
(参考)新規参入者の参入状況	参入経営体数 11 経営体 取得農地面積 26.58 ha	

農業委員会の点検結果	新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地面積については、目標対比51.7%となり、期待をやや下回る結果となった。 同面積については、遊休農地の利用意向調査において「中間管理事業の利用を希望」している農地の面積を基礎とした。 また、新たに農地の権利を取得して農業に参入した経営体は11、取得農地面積は26.58haとなつた。
------------	--

※ 参入経営体数は、農地を取得して新たに農業に参入した経営体数を記入

## 2 最適化活動の活動目標

### (1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	10 日／月	最適化活動を行う農業委員の人数	24 人
		農地利用最適化推進委員の人数	160 人

### (2)活動強化月間の設定

#### ①目標

活動強化月間の設定回数	4 回
-------------	-----

取組時期	取組項目	強化月間の内容
6月	②	全市一斉に担当区域ごとに委員による個別農地パトロールを行う。
7月	②	個別農地パトロールの結果を基に、エリアごとの農地パトロールを行う。
8月	②	農地パトロール後も適正に管理されていない農地の所有者・耕作者に対して、文書及び口頭等により指導を行う。
10月	②	農地パトロール及び管理徹底の指導効果を検証し、次期に生かすため検討会を開催する。

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

### ②実績

活動強化月間の設定回数	4 回
-------------	-----

取組時期	取組項目	強化月間の結果
6月	②	担当区域ごとに委員による個別農地パトロールを行った。
7月	②	個別農地パトロールの結果を基に、エリアごとの農地パトロールを行った。
8月	②	農地パトロール後も適正に管理されていない農地の所有者・耕作者に対して、文書及び口頭等により指導を行った。
10月	②	農地パトロール及び管理徹底の指導効果を検証し、次期に生かすため検討会を開催した。

※ 強化月間の結果欄は、強化月間にに行った具体的な取組の内容とその結果生じた効果等の内容を記入

(3)新規参入相談会への参加

①目標

新規参入相談会への参加回数	1回		
開催時期	令和4年	相談会名	未定
参加者数	1	開催場所	新潟市内
相談会の内容	作成時点では開催が決定しているものがないが、開催される際には推進委員等が1名以上参加する。		
開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入  
(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加する場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する

②実績

新規参入相談会への参加回数	1回		
開催時期	令和4年10月30日	相談会名	農林業新規就農・就業チャレンジフェア
参加者数	1名	開催場所	新潟東映ホテル
相談会の内容	農林業への就農就業希望者に関連情報を提供することを目的に開催されている相談会に事務局職員と共に参加した。 就農希望者2名から農地の確保や研修先の紹介について相談を受けた。		
開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加した相談会の数を記入  
(参加者数によらず、1名以上が参加した新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加した場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する(評価点欄は追加しない)

目標の達成状況の評語

目標に対して期待どおりの結果が得られた

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語を記入

【推進委員等の点検・評価結果】

評語	推進委員等の人数
目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた	0人
目標に対し期待を上回る結果が得られた	38人
目標に対して期待どおりの結果が得られた	146人
目標に対して期待を(やや)下回る結果となった	0人

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語ごとの該当する推進委員等の人数を記入

### III 事務の実施状況

都道府県名：新潟県  
農業委員会名：新潟市農業委員会

#### 1 総会、部会の開催実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考(定例開催以外の理由)
総会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	3月:点検・評価及び目標設定等のための定期総会の開催
各地区部会	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
農地部会							1						
農政振興部会		1									1		

※ 総会又は部会の月ごとの開催回数を記入

#### 2 農地法第3条に基づく許可事務

1年間の処理件数		176 件	うち許可 176 件		
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 5 日	処理期間(平均)	5.75 日
	総会開催日の公表	公表している	申請書締切日の公表	公表している	

#### 3 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

権限移譲の状況 (当てはまるものに○)	○	・農地法第4条第1項の規定に基づく指定市町村に指定
	○	・地方自治法第252条の17の2第1項に基づき市町村長へ事務委任
	○	・地方自治法第180条の2に基づき市町村長から農業委員会へ事務委任
1年間の処理件数	137 件	うち許可相当 137 件
処理期間	標準処理期間	申請書受理から 21 日
		処理期間(平均) 23.25 日

#### 4 違反転用への対応

現 状	管内の農地面積		年度末時点の違反転用面積	
	32,800 ha		7.51 ha	
違反転用解消のために 実施した活動内容	・農地パトロールの実施 ・是正指導文書の送付 ・違反者への指導(呼び出し、現地指導等)			
実 績	違反転用解消面積	1.25 ha		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 違反転用面積は、管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定に違反して転用されている農地の面積を記入

※3 活動内容は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等について具体的に記入